

■議案第21号 四万十町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

【要旨】

この条例は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行により、教育委員長制度が廃止されることになるため、所要の改正をしようとするものです。（旧教育長の任期に関する経過措置あり）

また、選挙長、選挙立会人等の報酬を国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律第14条の表現に改めるものです。

【主な改正内容】

- ・教育委員長の報酬に関する規定を削除します。
- ・選挙長、選挙立会人等の報酬の額の記載を「選挙1回につき」から「日額」へ改正します。

【経過措置】

新制度への移行の時期は、新たな教育長が就任した時からとなるため、現教育長の任期の期間中は、この条例は、適用されません。

（現教育長の任期：平成29年5月11日まで）